

「ポイントフリーダム～American Express SafeKey®オンラインショッピングで利用する」
ご利用特約

1. 対象会員

会員が以下の条件を満たす場合、American Express SafeKey により認証されるオンラインショッピングにおいて、アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド日本支社（以下「当社」といいます。）が運営する「メンバーシップ・リワード®」プログラム（以下「当プログラム」といいます。）のポイントをお支払いに充当することができます。

- 当社が日本国内で発行するカードの会員であって、当プログラムを利用することができる会員であること。ただし、家族カード、追加カード、アメリカン・エクスプレスのコーポレート・カード会員を除きます。
- 30 日以上延滞しているカード利用残高がないこと。

2. 対象となるカード利用

日本国内のアメリカン・エクスプレス加盟店であり、American Express SafeKey を導入しているオンラインショップのうち当社が指定するオンラインショップでのカード利用について、ポイントを使用してカード利用代金のお支払に充当することができます。すべてのオンラインショップが対象ではありません。

3. ポイントの使用

① ポイントの使用は、お支払への充当を希望される金額を 1 円単位で、カード決済額を上限として指定していただき、それを当社所定の換算レートで換算したポイント数（小数点以下四捨五入）が使用されます。ただし、1 回のカード決済で使用できるポイントは 1,000 ポイントを最少使用可能ポイント数とします。また、使用する換算レートは画面上に明示されますが、当社のオンライン・サービスをご利用いただける「ポイントフリーダム～カードご利用後の代金に利用する」で使用するレートと異なる場合があります。

② ポイントの使用をお申込みいただいた場合、お申込みと同時に、使用ポイント数が会員の最新ポイント獲得数から控除され、反映されます。

4. お支払への充当の方法

① カードご利用明細では、ポイント使用による充当金額（マイナス表示）と、購入金額全額分の請求が別々に記載されます。ポイント使用による充当金額（マイナス表示）はオンライン・サービスのカードご利用履歴には通常 48 時間以内に反映されますが、次項に定めるように、締め日等の関係で、当該充当分と加盟店からの請求金額は、同月のカードご利用明細書に反映されない場合があります。ボーナス一括払いの場合も、ポイント使用による充当金額の反映時期は同じです。

② ポイント使用によるお支払への充当は、申込みのあった充当すべき金額を、当該申込後に到来するカード利用締め日において(但し、利用締め日の直前に申込みがあった場合には、次回の利用締め日において)、対象のカード会員口座の残高から控除し、該当する利用明細書においては「SAFETY:ポイントフリーダム」としてマイナス表示のうえ、当月の請求金額から減額する方法により行うものとします。ポイント使用によるお支払への充当は対象となるカード利用代金の一部または全部に直接充当されるものではありません。したがって、対象となるカード利用がペイフレックスによりリボルビング払いとなる場合、ペイフレックス利用代金は減額されず、全額についてペイフレックス手数料が発生します。ただし、ペイフレックス・リボルビング利用代金残高がある場合は、請求金額の減額に代えて、リボルビング残高へ充当される場合があります。

③ 請求・支払い時期および充当の時期により、当該充当額が利用残高の合計を上回り、カード会員口座がマイナスになる場合がありますが、係るマイナス分は以降に新たに発生するカード利用代金に充当されるものとし、現金の返金等の対応はいたしません。また、会員は、本サービス利用による充当予定であることを理由に、現在または将来の支払いを拒みまたは減額することはできません。

5. 返品その他

① ポイント使用の手続きの完了後に、商品・サービスの購入の取消しがされた場合であっても、ポイント使用は原則として取消されず、ポイント使用による充当金額はその他のカードご利用金額に対して充当されます。ポイント使用の取消しをご希望の場合は、カード裏面の電話番号にご連絡ください。

② ポイント使用の手続きの完了後に、商品・サービスの購入がカード決済の不承認により不成立となった場合は、当社所定の手続きによりポイント使用は自動的に取消され、ポイントが返却されます。

6. 利用の制限その他

① 当社は、会員のカード利用の支払いが30日以上延滞している場合、本サービスの利用の制限または提供の中止ができるものとします。

② 当社は、会員に対する通知または当社のウェブサイトへの掲示をすることにより、随時、本特約を変更することができるものとします。

(2018年5月24日)